

# 「第3弾 電気料等高騰対策 十和田市民応援券」の 取扱加盟店を募集します！

十和田市では、電気・ガス・食料品等の価格高騰の影響を受けている市民の家計を支援するとともに、市内経済の活性化を図るため、市内の店舗で利用できる「第3弾 電気料等高騰対策 十和田市民応援券（商品券）」を発行します。

下記の通り取扱加盟店を募集しますので、実施要項をご確認の上、お申込みください。

## 取扱加盟店募集要項

募集期間	令和5年11月14日(火)～11月22日(水) ※上記期間内にお申込みの事業者・店舗は、応援券と一緒に配布する「取扱加盟店一覧」に掲載します。募集期間終了後も随時受付しますが、ホームページのみの掲載となります。
参加資格	十和田商工会議所の会員事業所であり、十和田市内で日常的に買い物やサービスの提供を行うことができる事業者・店舗
店舗区分	1) 大型店…大規模小売店舗立地法（新大店法）及び大規模小売店舗法（旧大店法）に基づき、店舗面積が1,000㎡を超える店舗 2) 中小店…店舗面積が1,000㎡未満の店舗
費用	登録料及び換金手数料等の費用は一切かかりません。
申込方法	裏面の「第3弾 電気料等高騰対策 十和田市民応援券加盟店登録申込書」に必要事項を記入し、下記の提出先にご持参いただくか、FAX(FAXの場合は、FAX送信後に確認の電話をお願いします)、又は郵送にてお申込みください。 ※第3弾市民応援券の発行に伴い、第2弾市民応援券の利用期間を令和6年2月29日まで延長いたします。第2弾市民応援券の取扱加盟店は、自動的に加盟店として登録いたしますので、詳しくは裏面をご確認ください。
申込後の手続	12月11日(月)頃までに「応援券取扱マニュアル、取扱加盟店ポスター・ポップ、登録証、応援券見本、換金依頼書等」を郵送します。
換金方法	「応援券換金依頼書（登録申込後に送付）」に必要事項をご記入の上、利用済み応援券（裏面の取扱加盟店欄に店舗名を押印、又は記入）を添えて十和田商工会議所、又は十和田商工会議所十和田湖支所にご持参ください。第3弾応援券の換金は令和5年12月下旬から令和6年3月中旬まで行います。

<お問合せ先> 十和田商工会議所 相談課 TEL 0176-24-1111

<申込書提出先>

- 十和田商工会議所 〒034-8691 十和田市西二番町4-11 FAX 0176-24-1563
- 十和田商工会議所 〒034-0301 十和田市奥瀬字中平70-3 FAX 0176-72-3050  
十和田湖支所 (十和田市西コミュニティーセンター内)

## 応援券の概要

発行総額	約1億4,250万円（1冊5,000円分×約28,500冊）
構成	1冊あたり 500円券×10枚綴り 10枚の内訳…中小店専用券(中小店加盟店のみで利用可) 6枚 全店共通券(全取扱加盟店で利用可) 4枚
配付方法	十和田市内全世帯へ1世帯につき1冊を配付。各世帯に送付される引換券を、市内の取扱郵便局の窓口で応援券と引き換える。
利用期間	令和5年12月20日(水)～令和6年2月29日(木)

※詳しくは、別紙「第3弾 電気料等高騰対策 十和田市民応援券 実施要項」をご確認ください。



応援券発行及び実施主体：十和田市（十和田市農林商工部商工観光課 TEL 0176-51-6773）  
応援券換金事業受託者：十和田商工会議所（十和田商工会議所相談課 TEL 0176-24-1111）

## 第3弾 電気料等高騰対策 十和田市民応援券取扱加盟店登録申込書

現在実施中の「第2弾 電気料等高騰対策 十和田市民応援券」の取扱加盟店は、自動的に加盟店として登録いたします。登録内容の変更や登録の解除をする場合は、下記に必要事項をご記入の上、事務局まで提出してください。

十和田商工会議所 行

## 1. 連絡先・振込先

申込区分 (いずれかに○)	新規 ・ 登録内容変更 ・ 登録解除		
	※登録を解除する場合は、令和5年11月30日を以て加盟店としての資格を失います(換金受付は12月20日まで)。		
事業所名			
所在地	〒		
担当者 役職・氏名			
TEL	( ) -	FAX	( ) -
応援券 換金用 振込口座	銀行・信用金庫 農協・信用組合 (いずれかに○)		本店・支店 営業部 (いずれかに○)
	口座種別 (いずれかに○)	普通 ・ 当座	口座番号
	口座名義	フリガナ	

## 2. 取扱加盟店一覧への掲載用店舗名の記入欄

加盟を希望する全ての店舗名をご記入下さい。換金の振込口座が異なる場合や記入欄が足りない場合には、本申込書をコピーしてご使用下さい。

	店舗①	店舗②
店舗名		
住所	〒	〒
TEL		
店舗区分*1 (いずれかに○)	大型店 ・ 中小店	大型店 ・ 中小店
業種*2		
営業内容*3		
対象外商品*4		

- ※1 大型店とは…大規模小売店舗立地法(新大法)及び大規模小売店舗法(旧大法)に基づき、店舗面積が1,000㎡を超える店舗。中小店とは…店舗面積が1,000㎡未満の店舗。
- ※2 以下の業種からお選びください。  
①小売業 ②飲食業 ③サービス業 ④卸売業 ⑤建設業 ⑥製造業 ⑦その他(詳細をご記入ください)
- ※3 営業内容の記入例…スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニ、食料品、衣料品、日用雑貨、居酒屋、レストラン、食堂、菓子店、ガソリンスタンド、家具・家電販売等々、主なものをご記入ください。
- ※4 実施要項の「応援券の利用対象にならないもの(対象外商品)」以外で貴社が指定する利用対象外の商品等があればご記入ください。